

議案第30号

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年6月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月  
目黒区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中別表の改正規定を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

実施機関	事務
1 区長	目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第21号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	目黒区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月目黒区条例第37号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月目黒区条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

5 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務であつて規則で定めるもの
8 区長	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
9 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
10 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学に必要な援助に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 個人番号を利用することができる事務を追加するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
第2条 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。 (現行に同じ。) <u>別表を次のように改める。</u> <u>別表</u> (省略)	第2条 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。 (省略) <u>別表を次のように改める。</u> <u>別表</u> (資料別表のとおり。)

資料別表

実施機関	事務
1 区長	目黒区児童育成手当条例（昭和46年10月目黒区条例第21号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 区長	目黒区心身障害者福祉手当条例（昭和49年10月目黒区条例第37号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 区長	目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月目黒区条例第41号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 区長	目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 区長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を現に受けている者又は生活に困窮する外国人に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
6 区長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者に対する援護に関する事務であって規則で定めるもの
7 区長	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学に必要な援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの